

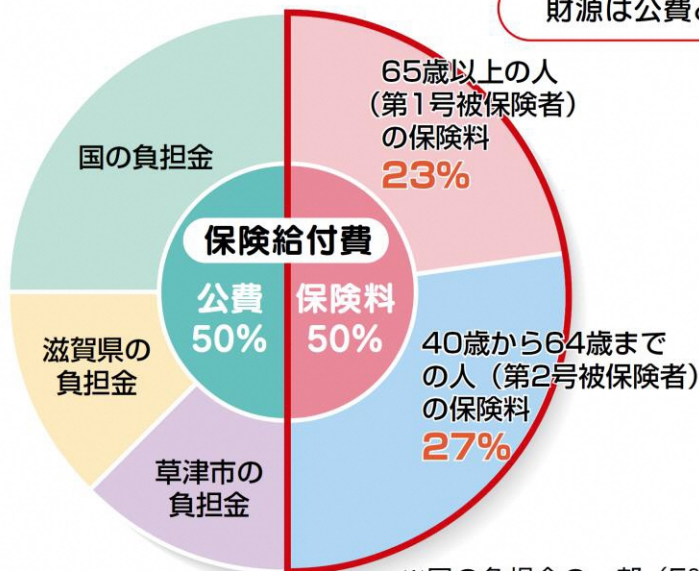
保険料は大切な財源です

介護保険料について

介護保険は、40歳以上の方が納める保険料と、国や自治体の負担金、利用者負担を財源に運営されています。保険料はわたしたちのまちの介護保険を運営していく大切な財源です。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。



財源は公費と保険料です



サービスの利用者負担

※国の負担金の一部(5%)の割合は、75歳以上の人口割合等の状況により、第1号被保険者保険料の割合と調整されています。(令和元年は国1.4%、第1号保険料3.6%)

保険料を納めないでいると

第1号、第2号被保険者ともに、保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- **1年以上**…費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分が支払われます。
- **1年6か月以上**…保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。
- **2年以上**…利用者負担が3割(または4割)に引き上げられ、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

